

瑞穂市障がい者総合支援プラン

令和3年度～令和5年度

【骨子案】

～心がかよい ともに暮らせる

やさしいまちをめざして～

令和2年8月

瑞穂市

目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 関連法等にかかる年表	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	6
5. 計画の対象	6
6. 計画の策定体制	7
第2章 瑞穂市の現状	8
1. 障がいのある人を取り巻く状況	8
2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績評価	15
3. 施設サービス利用の状況	22
4. アンケート調査結果の概要	23
第3章 計画の考え方	44
1. 計画の基本理念	44
2. 計画の基本目標	45
3. 施策の体系	46

第1章 計画策定の趣旨について

1. 計画策定の趣旨・背景

平成26年、我が国は「障害者権利条約」の批准締結を行いました。これに先立ち、国は条約締結に必要な国内法の整備をはじめとする、障がい者にかかる制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定を行いました。

障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に「第4次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

また、「第4次障害者基本計画」では、平成30年に一部改正された「社会福祉法」における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

また、近年では地震や台風といった自然災害による被害に加え、新型コロナウイルスをはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められています。障がい福祉分野においても、障がい者の安心・安全の確保や、保健衛生に関わる制度・環境の整備が必要となります。

瑞穂市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図ってまいりました。そして、平成30年には、「第2次瑞穂市障害者計画」と、「第5期瑞穂市障害福祉計画」と「第1期瑞穂市障害児福祉計画」を一体のものとして「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定しました。

この度、「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、目まぐるしく変化する障がい者施策に適宜対応しながら、計画の理念である【心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざして】のもとで、次期計画である「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2. 関連法等にかかる年表

年	内容
昭和45年	心身障害者障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 改正
平成19年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
平成20年	障害者雇用促進法 公布
平成23年	障害者基本法 改正
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成26年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
令和元年	社会福祉法 一部改正

3. 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

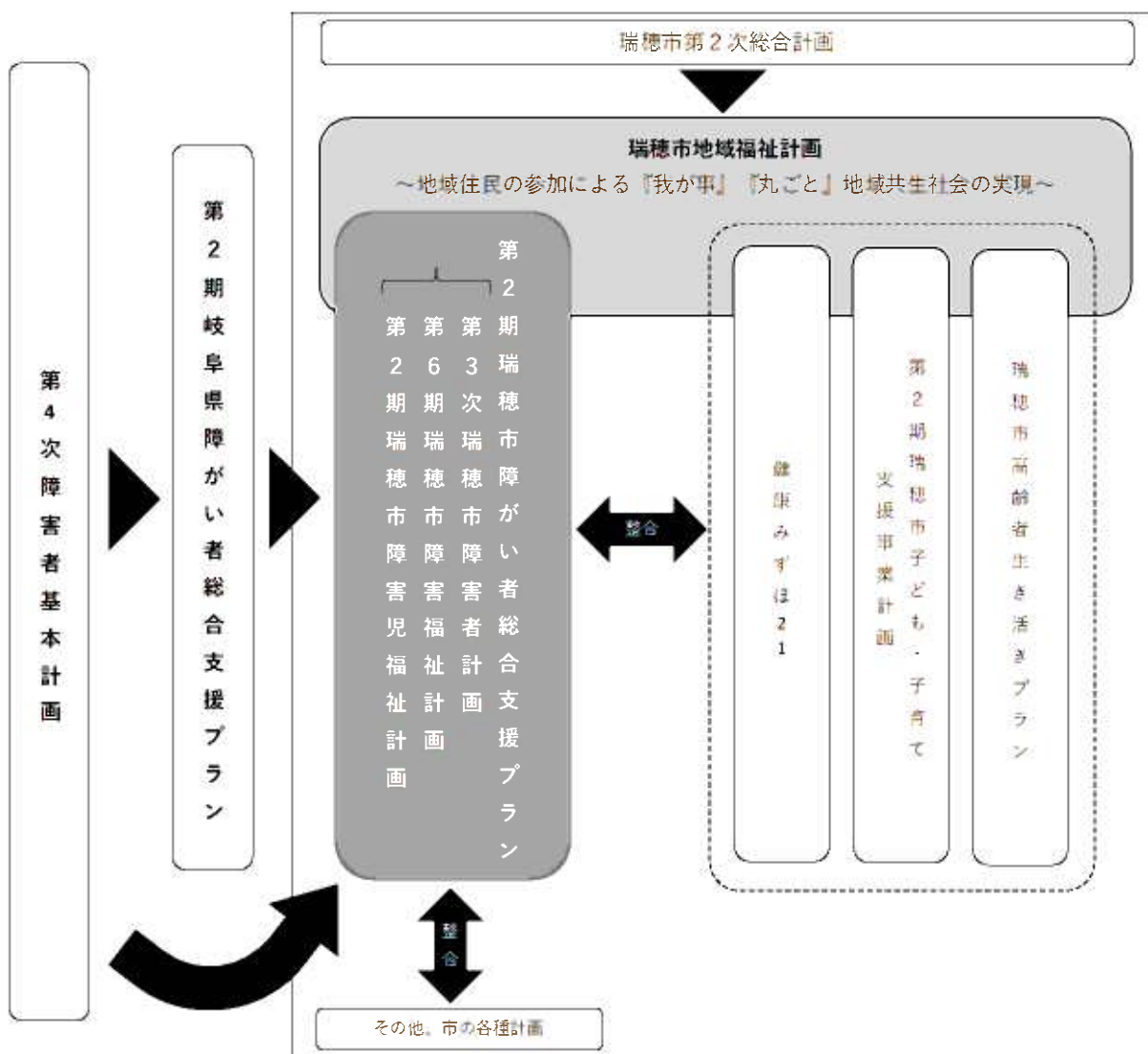
「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」(以下、「本プラン」)は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

○障害者計画・障害福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20及び第33条の22)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第4次計画 平成30年度～令和4年度)の内容と、本市の現行計画(平成30年度～令和2年度)の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第5期(平成30年度～令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障がいをもつ児童の健全な育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第1期(平成30年度～令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「瑞穂市第2次総合計画」の部門別計画として位置づけられ、「瑞穂市地域福祉計画」、「瑞穂市高齢者生き生きプラン」、「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」、「健康みずほ21」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、障がいをもつ人々を含む本市に住むすべての人々が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくという「瑞穂市障がい者総合支援プラン」の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいを持つ人々の最善の利益が実現される社会を目指します。

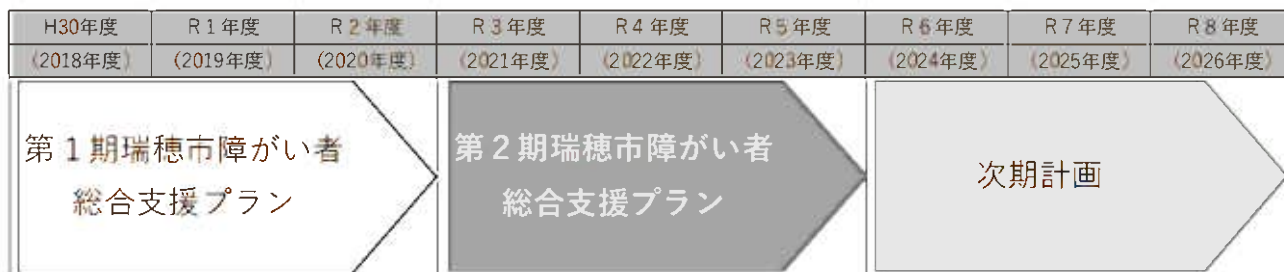
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



4. 計画の期間

「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。



5. 計画の対象

本プランは、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画であり、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

また、本プランにおける「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】
(発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。)
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指し、また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

6. 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障害者施設事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等から意見を聞く「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのアンケート調査を実施しました。

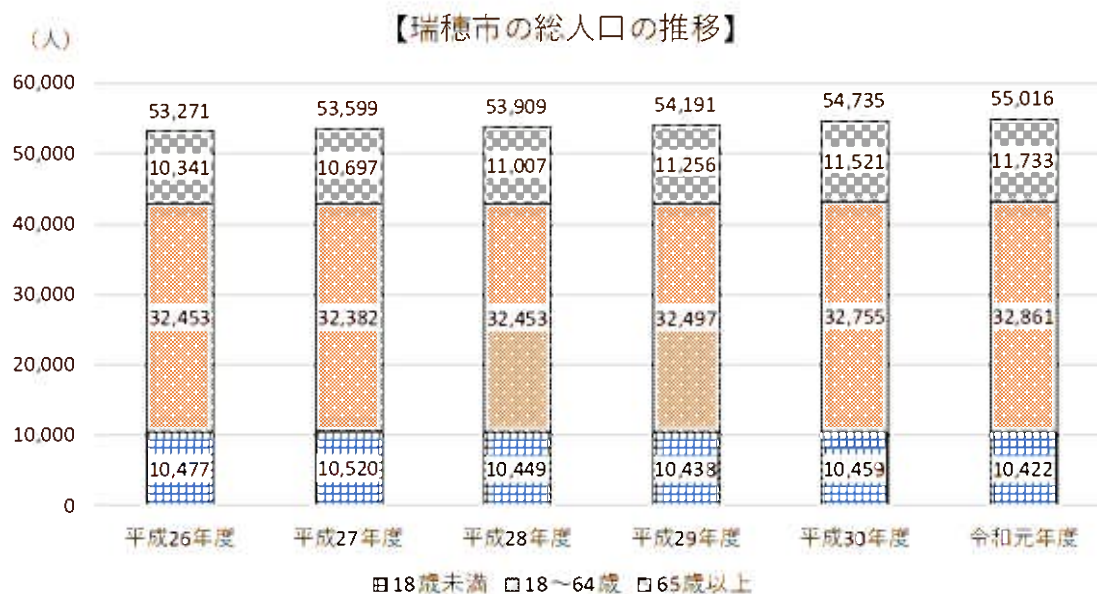
第2章 瑞穂市の現状

1. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成26年度以降増加傾向にあり、令和元年度では55,016人となっています。

内訳をみると、18歳未満人口は減少傾向にありますが、65歳以上人口は増加傾向にあります。



資料：市民課 住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

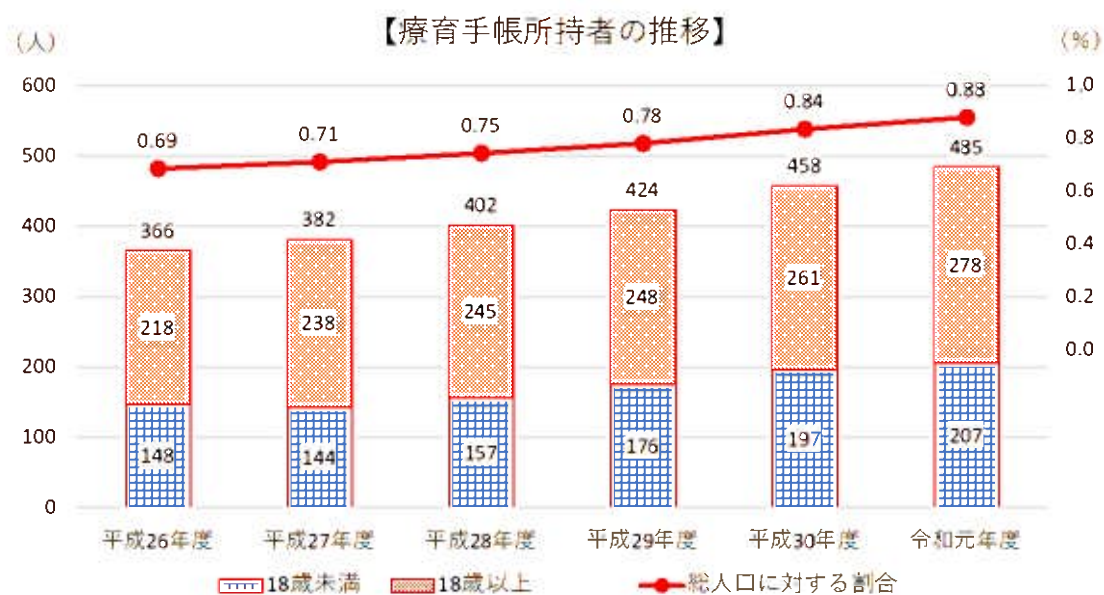
本市の身体障害者手帳交付者は、平成26年度から平成29年度にかけて減少していましたが、平成29年度以降は緩やかな増加傾向にあり、令和元年度では1,587人で、総人口に対する割合は2.88%となっています。



資料: 福祉生活課(各年度3月31日現在)

(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳交付者は、平成26年度以降増加傾向にあり、令和元年度では485人で、総人口に対する割合は0.88%となっています。



資料: 福祉生活課(各年度3月31日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成26年度以降増加傾向にあり、令和元年度では351人となっています。



資料：福祉生活課（各年度3月31日現在）

(5) 難病患者の推移

本市の指定難病認定者数は、令和元年度3月31日現在250人となっており、認定者が最も多い疾患は、「潰瘍性大腸炎」となっています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数	288	285	238	252	250

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	疾患名	認定者数	疾患名	認定者数	疾患名	認定者数	
認定者数の多い疾患	1	潰瘍性大腸炎	62	潰瘍性大腸炎	61	潰瘍性大腸炎	45
	2	パーキンソン病	26	パーキンソン病	26	パーキンソン病	23
	3	クローン病	20	クローン病	18	全身性エリテマトーデス	15
						クローン病	15
	4	全身性エリテマトーデス	16	全身性エリテマトーデス	17	後縦靭帯骨化症	13
5	全身性強皮症	15	後縦靭帯骨化症	15	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	12	

区分	平成30年度		令和元年度		
	疾患名	認定者数	疾患名	認定者数	
認定者数の多い疾患	1	潰瘍性大腸炎	46	潰瘍性大腸炎	50
	2	パーキンソン病	30	パーキンソン病	29
	3	全身性エリテマトーデス	16	クローン病	17
	4	クローン病	15	全身性エリテマトーデス	16
	5	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	11	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	11
後縦靭帯骨化症		11			

※平成29年12月31日に、経過措置（難病法）が終了し、特定疾患から指定難病に移行して審査基準が変更されている。

資料：岐阜保健所本巢・山県センター（各年度3月31日現在）

(6) 障がい児の就学状況

① 保育所・認定こども園の状況

本市で障がい児保育が可能な保育所・認定こども園は、令和2年4月1日現在で10園あり、在園している園児は合計1,340人となっています。また、市内の保育所・認定こども園への加配保育士・教員数は22人となっています。

区分	保育所・認定こども園				
	3歳児未満	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所・認定こども園数(園)	(9)	(10)	(10)	(10)	10
在籍児数(人)	352	312	323	353	1,340
児童発達支援利用児数(人)	1	19	22	40	82
加配保育士・教員数(人)				22	22

資料：幼児支援課、福祉生活課（令和2年4月1日現在）

② 幼稚園の状況

本市の市立幼稚園であるほづみ幼稚園に在園している園児は、令和2年5月1日現在で合計238人となっており加配保育士・教員数は合計10人となっています。

区分	ほづみ幼稚園			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園数(園)	(1)	(1)	(1)	1
在籍児数(人)	76	71	91	238
児童発達支援利用児数(人)	4	1	6	11
加配保育士・教員数(人)	5	2	3	10

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

③ もとす広域連合 幼児療育センター利用児数の推移

もとす広域連合の幼児療育センターの利用者数について、令和2年度の4月利用者数は89人となっており、平成30年度と比べて約20人減少しています。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
4月利用者(人)	108	98	89
3月利用者(人)	142	107	

資料：福祉生活課

④ 小・中学校の特別支援学級の状況

本市の市立小・中学校にある特別支援学級は、合計 26 学級であり、148 名の児童・生徒が在学しています。

区 分		学級数 (学級)	特別支援 学級数 (学級)	児童・生徒数 (人)	特別支援学級数 児童・生徒数 (人)
小学校	穂積小学校	29	4	792	24
	本田小学校	19	3	521	16
	牛牧小学校	26	3	763	16
	生津小学校	18	3	451	14
	南小学校	22	4	563	24
	中小学校	7	1	169	5
	西小学校	11	2	233	10
中学校	穂積中学校	23	2	769	13
	穂積北中学校	15	2	430	12
	果南中学校	16	2	495	14
総 数		186	26	5,186	148

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

⑤ 特別支援学校の就学状況

岐阜県内の特別支援学校に就学している本市の障がい児について、令和2年5月1日現在では、小学部が 31 人、中学部が 19 人、高等部が 42 人となっています。

区 分	小学部	中学部	高等部
岐阜聾学校	2	-	1
長良特別支援学校	-	1	-
岐阜希望が丘特別支援学校	-	1	1
岐阜本巣特別支援学校	28	16	30
岐阜清流高等特別支援学校	-	-	4
揖斐特別支援学校	-	-	1
大垣特別支援学校	1	-	1
西濃高等特別支援学校	-	-	3
中濃特別支援学校	-	-	1
飛騨特別支援学校	-	1	-
総 数	31	19	42

資料：岐阜県教育委員会 特別支援教育課（令和2年5月1日現在）

(7) 障がいのある人の就労状況

本市の市職員の障がい者雇用の状況について、令和2年6月1日現在の障がい者雇用人数は〇〇人であり、平成29年と比べて〇〇人増加しています。

区分	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数(人)	障がい者雇用人数(人)	雇用率(%)	不足数(人)
市職員の障がい者雇用の状況 (平成29年6月1日)	499.5	9	1.8	2
※(平成30年6月1日)	500.5	12	2.4	0
※(令和元年6月1日)	496.5	14.5	2.9	0
※(令和2年6月1日)				

※不足数：「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から、「障がい者雇用人数」を引いた数。この不足数が0となることをもって法定雇用率達成となる。

※令和2年現在の市町村障がい者法定雇用率は2.5%となっている。

資料：総務課

2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績評価

(1) 令和2年度目標値の進捗状況

1: 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行数については、2020年度末までの目標とした4人に対して、2019年度末現在0人と目標値を下回っています。

また、施設入所者数については1人分の増加となっており、目標を達成できていません。

【目標】

事項	数値	備考
施設入所者数	30人(A)	※2016年度末現在
目標年度入所者数	28人(B)	2020年度末の見込み
削減見込み目標値	2人分	(B) - (A)
地域移行目標数合計	4人	2020年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

【実績】

事項	数値	備考
施設入所者数	30人(A)	※2016年度末現在
目標年度入所者数 実績	31人(B)	2020年6月末現在
施設入所者削減数	-1人分	(B) - (A)
地域移行数 合計	0人	2019年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

2: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

● 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、2020年度末までに圏域で設置の目標に対し、2019年度末現在では0か所となっており、設置目標を達成できていません。

今後、協議を進め整備を検討していきます。

【目標】

事項	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域で設置	2020年度まで

【実績】

事項	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 実績	0か所	2019年度末現在

3：地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、2020年度末までに圏域で設置の目標に対し、2019年度末現在では未整備となっています。

今後、協議を進め整備を検討していきます。

【目標】

事項	数値	備考
地域生活支援拠点等	市内または圏域で1か所設置	2020年度まで

【実績】

事項	数値	備考
地域生活支援拠点等 実績	市内または圏域で0か所	2019年度現在

4：福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数については、2020年度中において6人と目標値を設定しましたが、2019年度中においては4人と目標値を下回っています。

就労移行支援事業の利用者数については、2020年度中において10人と目標値を設定し、2019年度中においては10人と計画目標を達成しています。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合、及び就労定着支援事業による1年後の職場定着率についての目標を定めていましたが、2019年度末現在では実績はありません。

【目標】

事項	数値	備考
2020（令和2）年度の年間一般就労移行者数	6人	2020年度まで
2020（令和2）年度の就労移行支援事業の利用者数	10人	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	

【実績】

事項	数値	備考
2020（令和2）年度の年間一般就労移行者数 実績	4人	2019年度末現在
2020（令和2）年度の就労移行支援事業の利用者数 実績	10人	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 実績	0割以上（実績なし）	
就労定着支援事業による1年後の職場定着率 実績	0割以上（実績なし）	

5：障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、2020年度末までに体制のさらなる充実を目標としていましたが、2019年度末現在では現状維持で推移しています。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、2020年度末までに体制のさらなる充実を目標としていましたが、2019年度末現在では現状維持で推移しています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保については、2020年度末までに圏域で少なくとも1か所以上確保することを目標としていましたが、2019年度末現在では未整備となっており、今後、協議を進め整備を検討していきます。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、2020年度末までに圏域で設置の目標に対し、2018年度末現在では未整備となっており、今後、協議を進め整備を検討していきます。

【目標】

事項	数値	備考
児童発達支援センター	体制のさらなる充実	2020年度末まで
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制のさらなる充実	2020年度末まで
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	市内または圏域で1か所設置	2020年度末まで
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域で設置	2018（平成30）年度末まで

【実績】

事項	数値	備考
児童発達支援センター 実績	現状維持	2019年度末現在
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 実績	現状維持	2019年度末現在
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保 実績	市内または圏域で0か所	2019年度末現在
医療的ケア児支援のための協議の場の設置 実績	設置なし	2018（平成30）年度末現在

(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績

障害福祉サービスの2020年度の利用実績については、訪問系サービスは、居宅介護の月あたりの時間分、同行援護の月あたりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

日中活動系サービスは、生活介護の月あたりの人分、自立訓練（生活訓練）の月あたりの人分、就労継続支援（B型）月あたりの人分と人日分、療養介護の月あたりの人分、短期入所（医療型）の月あたりの人分と人日分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）の月あたりの人分、施設入所支援の月あたりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

相談支援（サービス等利用計画作成）等は、計画相談支援（サービス等利用計画作成）の月あたりの人分、地域移行支援の月あたりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

① 訪問系サービス

【計画見込量に対する実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込み量			②実績			②/①
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
居宅介護	人分	31	32	33	30	31	30	90.9%
	時間分	450	465	480	438	439	485	101.0%
重度訪問介護	人分	2	2	2	1	1	1	50.0%
	時間分	600	600	600	303	302	284	47.3%
同行援護	人分	1	1	1	2	2	1	100.0%
	時間分	20	20	20	34	29	3	15.0%
行動援護	人分	5	5	6	3	3	2	33.3%
	時間分	50	50	60	21	18	6	10.0%
重度障害等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0	-
	時間分	0	0	0	0	0	0	-

② 日中活動系サービス

【計画見込量に対する実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込み量			②実績			②/①
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
生活介護	人分	98	100	102	96	101	108	105.9%
	人日分	1,960	2,000	2,040	1,855	1,959	2,019	99.0%
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0	0	0	-
	人日分	0	0	0	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	人分	2	2	2	3	3	2	100.0%
	人日分	40	40	40	49	47	24	60.0%
就労移行支援	人分	11	12	13	8	8	8	61.5%
	人日分	116	128	140	98	102	114	81.4%
就労定着支援	人分	1	2	3	0	0	1	33.3%
就労継続支援（A型）	人分	64	68	72	60	65	70	97.2%
	人日分	1,280	1,360	1,440	1,163	1,226	1,328	92.2%
就労継続支援（B型）	人分	60	65	70	66	75	80	114.3%
	人日分	1,120	1,220	1,320	1,205	1,330	1,448	109.7%
療養介護	人分	3	3	3	3	3	3	100.0%
短期入所（福祉型）	人分	15	16	17	10	10	2	11.8%
	人日分	87	93	98	35	31	4	4.1%
短期入所（医療型）	人分	2	2	2	3	4	5	250.0%
	人日分	10	10	10	14	25	36	360.0%

③ 居住系サービス

【計画見込量に対する実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込み量			②実績			②/①
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
共同生活援助 （グループホーム）	人分	20	22	24	21	24	25	104.2%
	人日分	30	30	29	32	31	31	106.9%
自立生活援助	人分	1	2	3	0	0	0	-

④ 相談支援（サービス等利用計画作成）等

【計画見込量に対する実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込み量			②実績			②/①
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）	人分	52	54	56	49	57	63	112.5%
	人日分	1	1	1	0	0	1	100.0%
地域定着支援	人分	1	1	1	0	0	0	0.0%

(3) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績

障がい児サービスの2020年度の利用実績について、放課後等デイサービスの月あたりの人分、人日分、障がい児相談支援の月あたりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

【計画見込量に対する実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

サービス種別		①計画見込み量			②実績			②/①
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
児童発達支援	人分	165	170	175	138	132	103	58.9%
	人日分	525	540	560	443	453	140	25.0%
放課後等デイサービス	人分	100	110	120	103	125	147	122.5%
	人日分	1,000	1,100	1,200	1,191	1,402	1,809	150.8%
保育所等訪問	人分	3	3	3	1	1	0	0.0%
	人日分	3	3	3	1	1	0	0.0%
医療型児童発達支援	人分	12	12	13	12	10	4	30.8%
	人日分	80	80	87	60	46	10	11.5%
障害児相談支援	人分	58	60	62	55	55	101	162.9%
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0	-
	人日分	0	0	0	0	0	0	-
コーディネーターの配置人数	(人数)	1名配置			0	0	0	-

(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

【地域生活支援事業の計画見込量及び実績（2020年度実績は直近までの実績／経過月）】

事業種別	単位	計画見込み値			実績		
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	無	無
障害者相談支援事業	箇所	8	8	8	8	8	8
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住居入所等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	25	26	27	23	10	3
手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
介護・訓練支援用具	件	5	5	5	1	2	3
自立生活支援用具	件	11	12	13	7	1	0
在宅療養等支援用具	件	18	19	20	12	12	1
情報・意思疎通支援用具	件	6	7	8	1	1	0
排泄管理支援用具	件	390	400	410	390	426	142
居室生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	2	2	0
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	5	5	5	5	13
移動支援事業	実利用者数	43	46	49	46	44	13
	1人あたり 利用時間数	3,520	3,780	4,040	2,843	2,600	206
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	実利用者数	30	30	30	27	24	3
訪問入浴事業	実利用者数	5	5	5	3	4	4
日中一時支援事業	実利用者数	6	6	6	13	11	6

(5) 優先調達額の計画見込量に対する実績

優先調達額の実績については、以下のとおりです。

【優先調達額の計画見込量及び実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

事業種別	単位	計画見込み値			実績		
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
優先調達額	万円	130	140	150	181	285	68

(6) 市職員の障がい者の雇用率の計画見込量に対する実績

市職員の障がい者の雇用率の実績については、以下のとおりです。

【市職員の障がい者の雇用率の計画見込量及び実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

事業種別	単位	計画見込み値			実績		
		2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度
市職員の障がい者の雇用率	%	2.5	2.5	2.5	2.4	2.9	

3. 施設サービス利用の状況

本市における各施設の施設利用者の状況は、以下のとおりです。

種別	施設名	所在地	本市の入所者数(人)
入 所 施 設	はなみずき苑	岐阜市	2
	日野恵光学園	岐阜市	1
	みどり荘	岐阜市	3
	第三恵光学園	岐阜市	3
	ひまわりの丘第二学園	関市	2
	美谷の里	関市	3
	第二陶技学園	多治見市	2
	サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	1
	あいそら羽鳥	羽鳥市	2
	三光園	山県市	1
	幸報苑	山県市	1
	あしたの会自然の家	山県市	2
	伊自良苑	山県市	3
	生活の家桜美寮	山県市	2
	西美濃の里	揖斐郡池田町	2
	九頭竜ワークショップしずかの郷	福井県勝山市	1

資料：福祉生活課（令和2年4月1日現在）

4. アンケート調査結果の概要

(1) 各アンケート調査結果の概要

① アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者等を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

○アンケート調査の概要

項目	概要
調査対象	瑞穂市全域 市内在住の障害者手帳保有者を対象に悉皆（全数）調査
対象者数	延べ2,202名
調査期間	令和2年1月17日～令和2年2月3日 (ただし、令和2年2月17日まで提出された調査票を有効回答とし、集計しました。)
調査方法	郵送による配布・回収

○回収結果

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	2,202件	1,139件	51.7%
身体障害者手帳所持者	1,463件	792件	54.1%
療育手帳所持者	413件	197件	47.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者	326件	150件	46.0%

② 障がい者団体向けアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、本市で活動している障がい者団体を対象に、市の障がい者福祉に関する意見を収集するため、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

○アンケート調査の概要

項目	概要
調査対象	瑞穂市内で活動している障がい者団体
対象団体数	5団体
調査期間	令和2年7月8日～令和2年7月28日
調査方法	郵送による配布・回収

(2) アンケート調査の結果

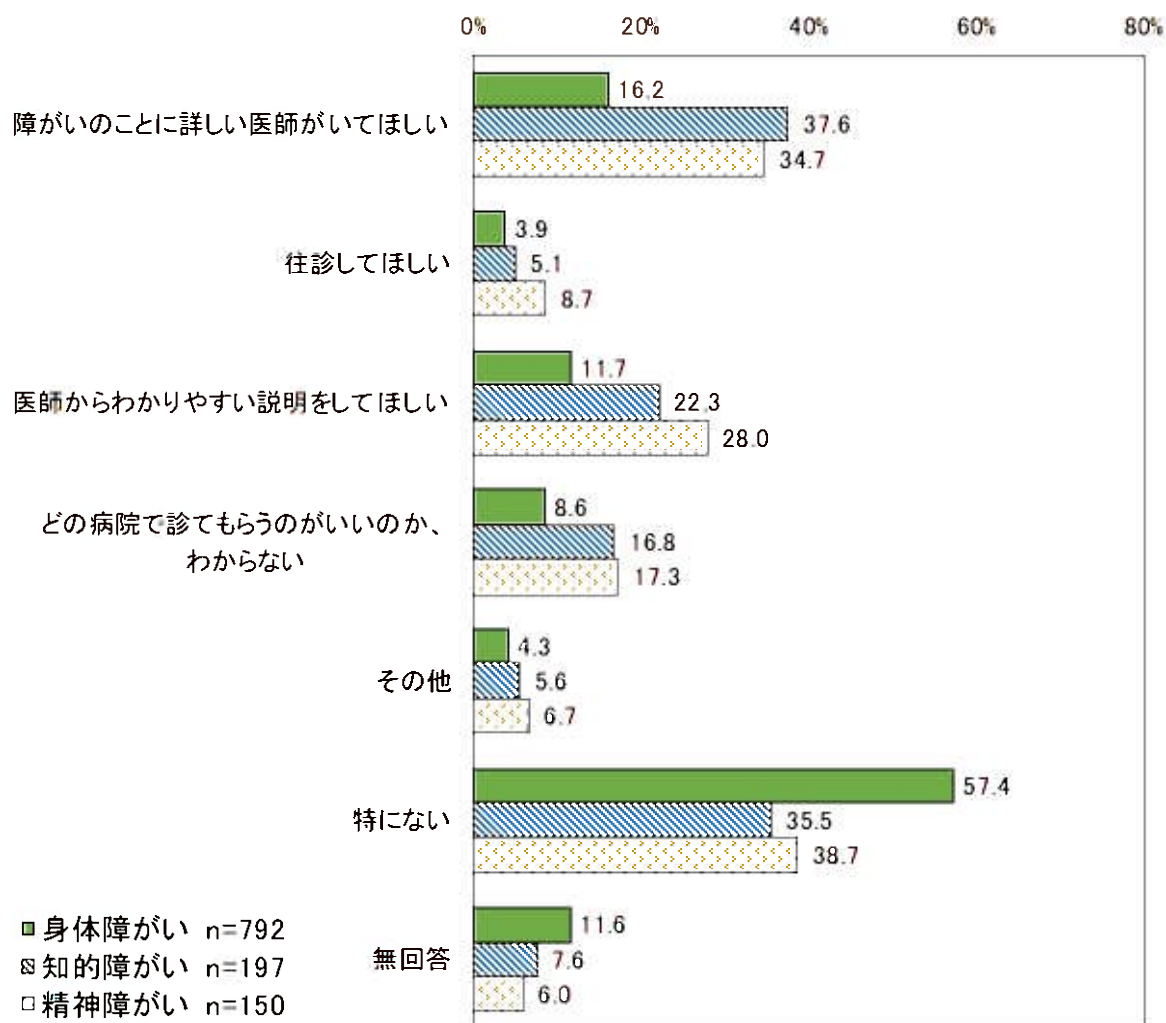
① 医療についてふだん感じていること

医療についてふだん感じていることを3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」が16.2%で最も多く、次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」が11.7%、「どの病院で診てもらいたいのか、わからない」が8.6%、「往診してほしい」が3.9%などとなっています。

知的障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」が37.6%で最も多く、次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」が22.3%、「どの病院で診てもらいたいのか、わからない」が16.8%、「往診してほしい」が5.1%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」が34.7%で最も多く、次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」が28.0%、「どの病院で診てもらいたいのか、わからない」が17.3%、「往診してほしい」が8.7%などとなっています。

また、「特にない」は、身体に障がいのある人は57.4%、知的障がいのある人は35.5%、精神に障がいのある人は38.7%となっています。

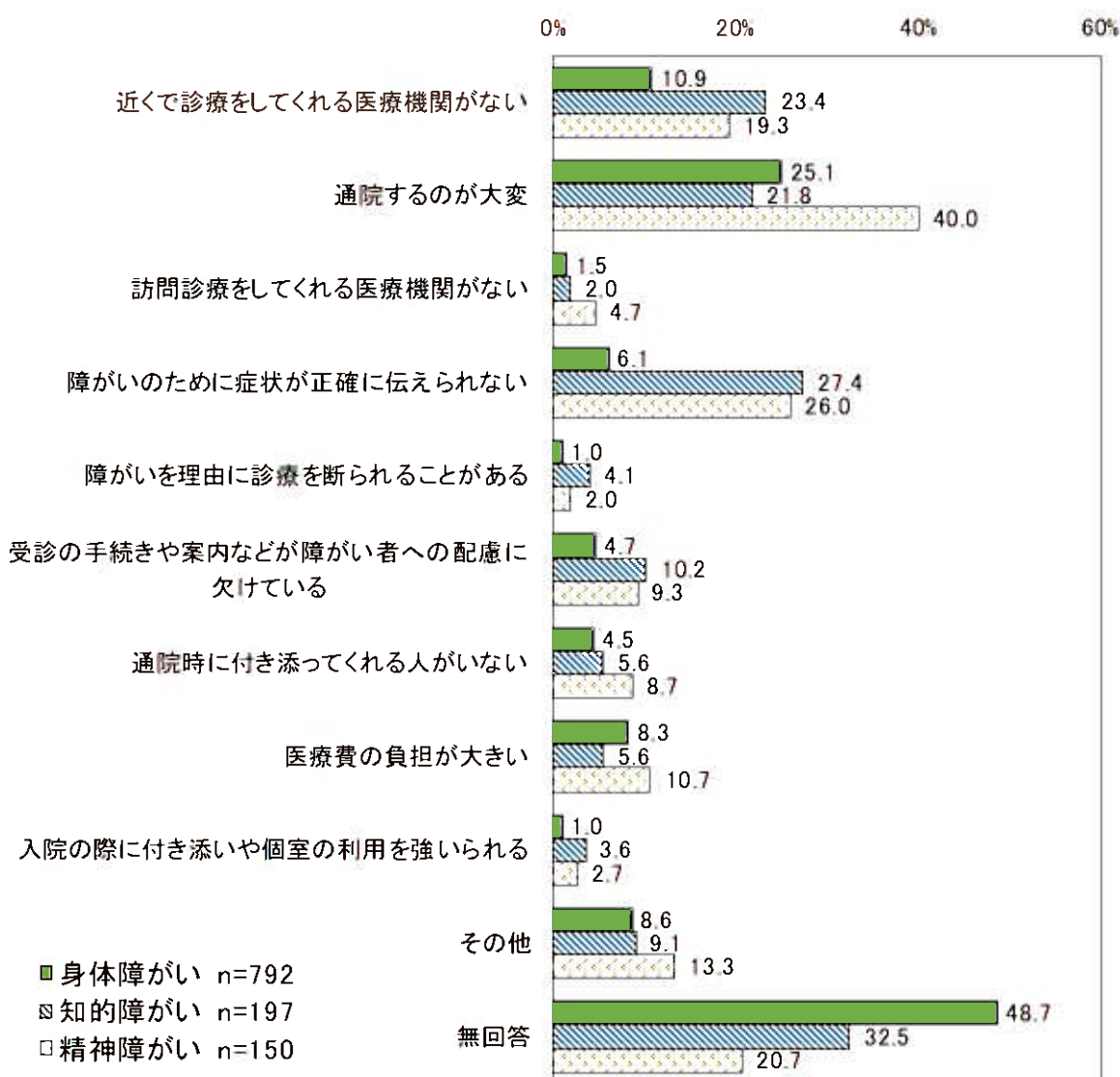


② 医療について困ったり、不便に思うこと

医療について困ったり、不便に思うことを3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「通院するのが大変」が25.1%で最も多く、次いで「近くで診療をしてくれる医療機関がない」が10.9%、「医療費の負担が大きい」が8.3%、「障がいのために症状が正確に伝えられない」が6.1%、「受診の手続きや案内などが障がい者への配慮に欠けている」が4.7%などとなっています。

知的障がいのある人では、「障がいのために症状が正確に伝えられない」が27.4%で最も多く、次いで「近くで診療をしてくれる医療機関がない」が23.4%、「通院するのが大変」が21.8%、「受診の手続きや案内などが障がい者への配慮に欠けている」が10.2%、「通院時に付き添ってくれる人がいない」が5.6%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「通院するのが大変」が40.0%で最も多く、次いで「障がいのために症状が正確に伝えられない」が26.0%、「近くで診療をしてくれる医療機関がない」が19.3%、「医療費の負担が大きい」が10.7%、「受診の手続きや案内などが障がい者への配慮に欠けている」が9.3%などとなっています。

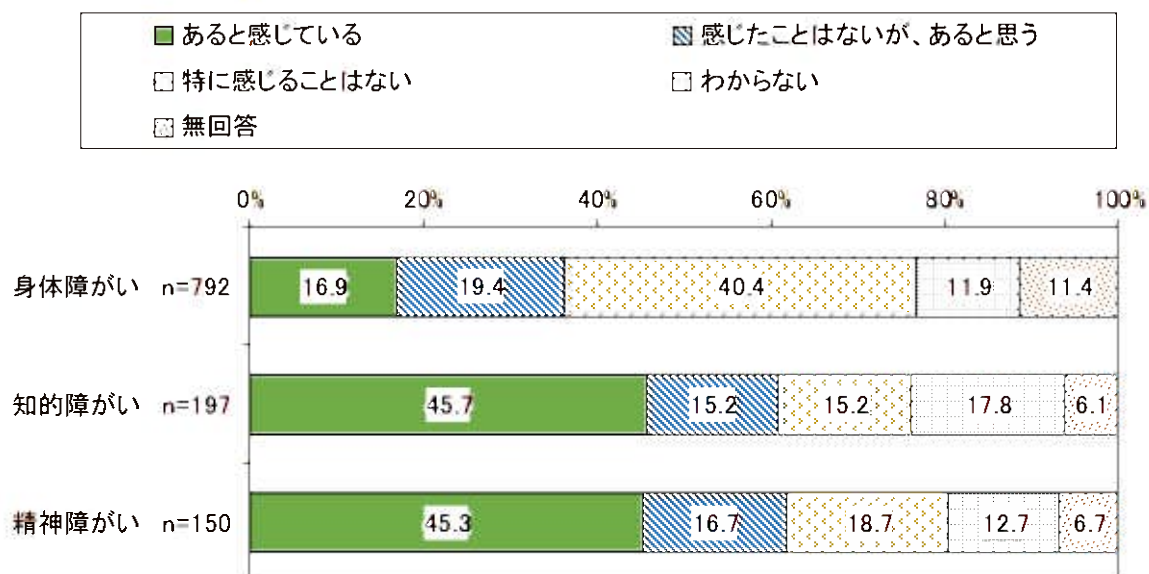


③ 障がいのある人への差別や偏見があると感じるか

障がいのある人への差別や偏見があると感じるかを3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「特に感じることはない」が40.4%で最も多く、次いで「感じたことはないが、あると思う」が19.4%、「あると感じている」が16.9%、「わからない」が11.9%となっています。

知的障がいのある人では、「あると感じている」が45.7%で最も多く、次いで「わからない」が17.8%、「感じたことはないが、あると思う」と「特に感じることはない」がともに15.2%となっています。

精神に障がいのある人では、「あると感じている」が45.3%で最も多く、次いで「特に感じることはない」が18.7%、「感じたことはないが、あると思う」が16.7%、「わからない」が12.7%となっています。

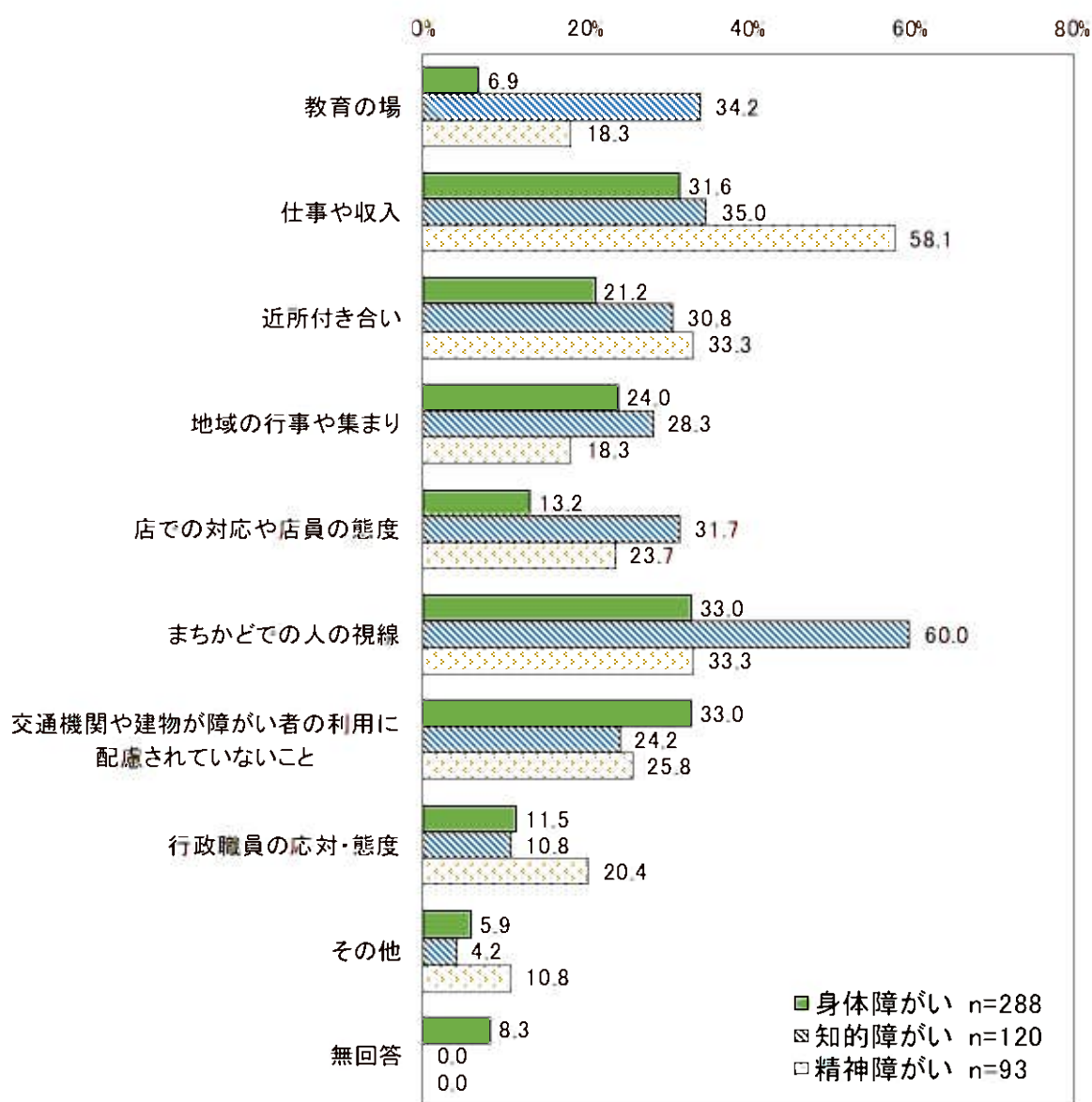


④ 障がいのある人への差別や偏見があると感じる時

障がいのある人への差別や偏見があると感じる時を3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「まちかどでの人の視線」と「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」がともに33.0%で最も多く、次いで「仕事や収入」が31.6%、「地域の行事や集まり」が24.0%、「近所付き合い」が21.2%などとなっています。

知的障がいのある人では、「まちかどでの人の視線」が60.0%で最も多く、次いで「仕事や収入」が35.0%、「教育の場」が34.2%、「店での対応や店員の態度」が31.7%、「近所付き合い」が30.8%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「仕事や収入」が58.1%で最も多く、次いで「近所付き合い」と「まちかどでの人の視線」がともに33.3%、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」が25.8%、「店での対応や店員の態度」が23.7%などとなっています。

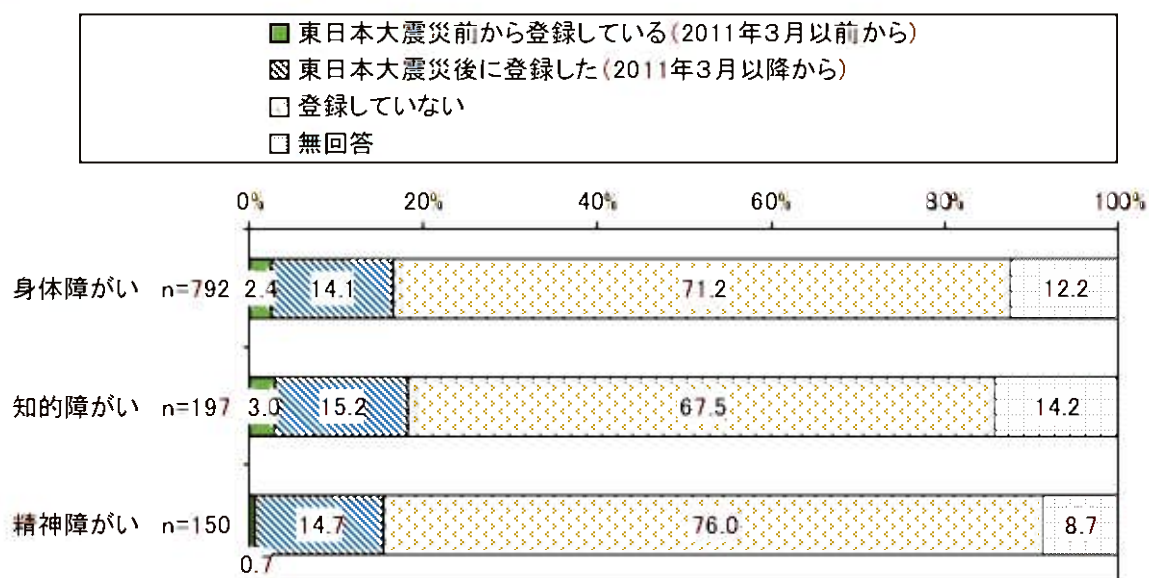


⑤ 避難行動要支援者名簿への登録について

避難行動要支援者名簿への登録について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「東日本大震災前から登録している（2011年3月以前から）」が2.4%、「東日本大震災後に登録した（2011年3月以降から）」が14.1%、「登録していない」が71.2%となっています。

知的障がいのある人では、「東日本大震災前から登録している（2011年3月以前から）」が3.0%、「東日本大震災後に登録した（2011年3月以降から）」が15.2%、「登録していない」が67.5%となっています。

精神に障がいのある人では、「東日本大震災前から登録している（2011年3月以前から）」が0.7%、「東日本大震災後に登録した（2011年3月以降から）」が14.7%、「登録していない」が76.0%となっています。



※避難行動要支援者名簿：災害時に一人で避難することができないおそれのある高齢者や障がい者などの安否確認や避難支援を適切かつ円滑に行うことを目的とするもので、申請により登録されます。市は、登録情報を活用し、自主防災組織や民生委員などの協力を得ながら、安否確認及び避難支援の体制づくりを行います。

⑥ 今後、利用したいサービス

現在は利用していないが、今後利用したいサービスについて3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「相談窓口」が6.7%で最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」と「短期入所（ショートステイ）」がともに5.8%、「日常生活用具の給付」が5.7%、「施設入所」が4.5%などとなっています。

知的障がいのある人では、「短期入所（ショートステイ）」が10.7%で最も多く、次いで「相談窓口」が7.1%、「共同生活援助（グループホーム）」が6.1%、「生活介護」と「自立訓練（生活訓練）」がともに5.6%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「相談窓口」が12.7%で最も多く、次いで「就労移行支援」と「就労継続支援（B型）」がともに5.3%、「就労継続支援（A型）」が4.7%、「就労定着支援」が4.0%などとなっています。

また、「利用しない（わからない）」は、身体に障がいのある人が42.4%、知的障がいのある人が33.5%、精神に障がいのある人が53.3%となっています。

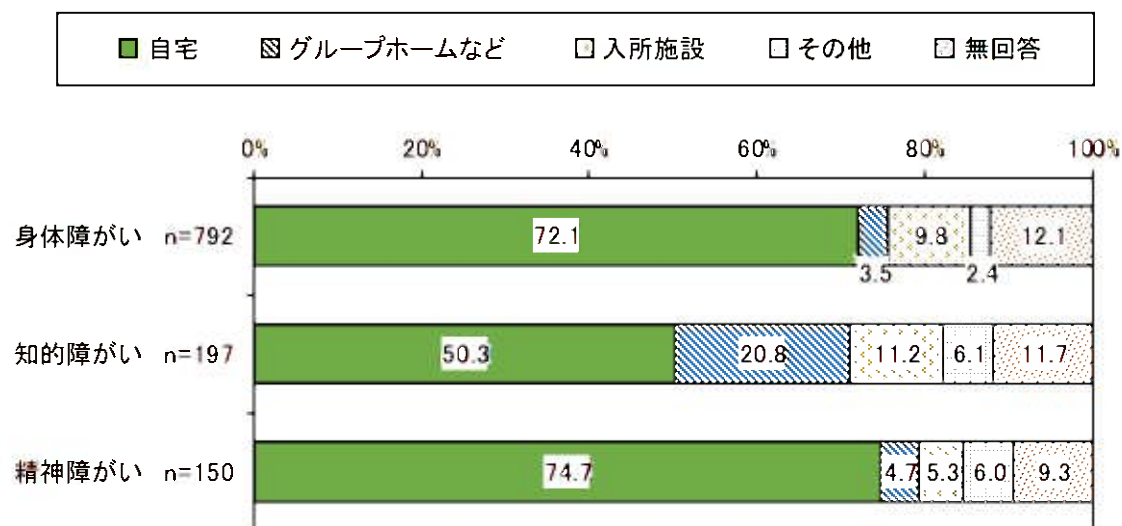


⑦ 将来過ごしたい場所

将来の生活を過ごしたい場所について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「自宅」が72.1%、「グループホームなど」が3.5%、「入所施設」が9.8%などとなっています。

知的障がいのある人では、「自宅」が50.3%、「グループホームなど」が20.8%、「入所施設」が11.2%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「自宅」が74.7%、「グループホームなど」が4.7%、「入所施設」が5.3%などとなっています。



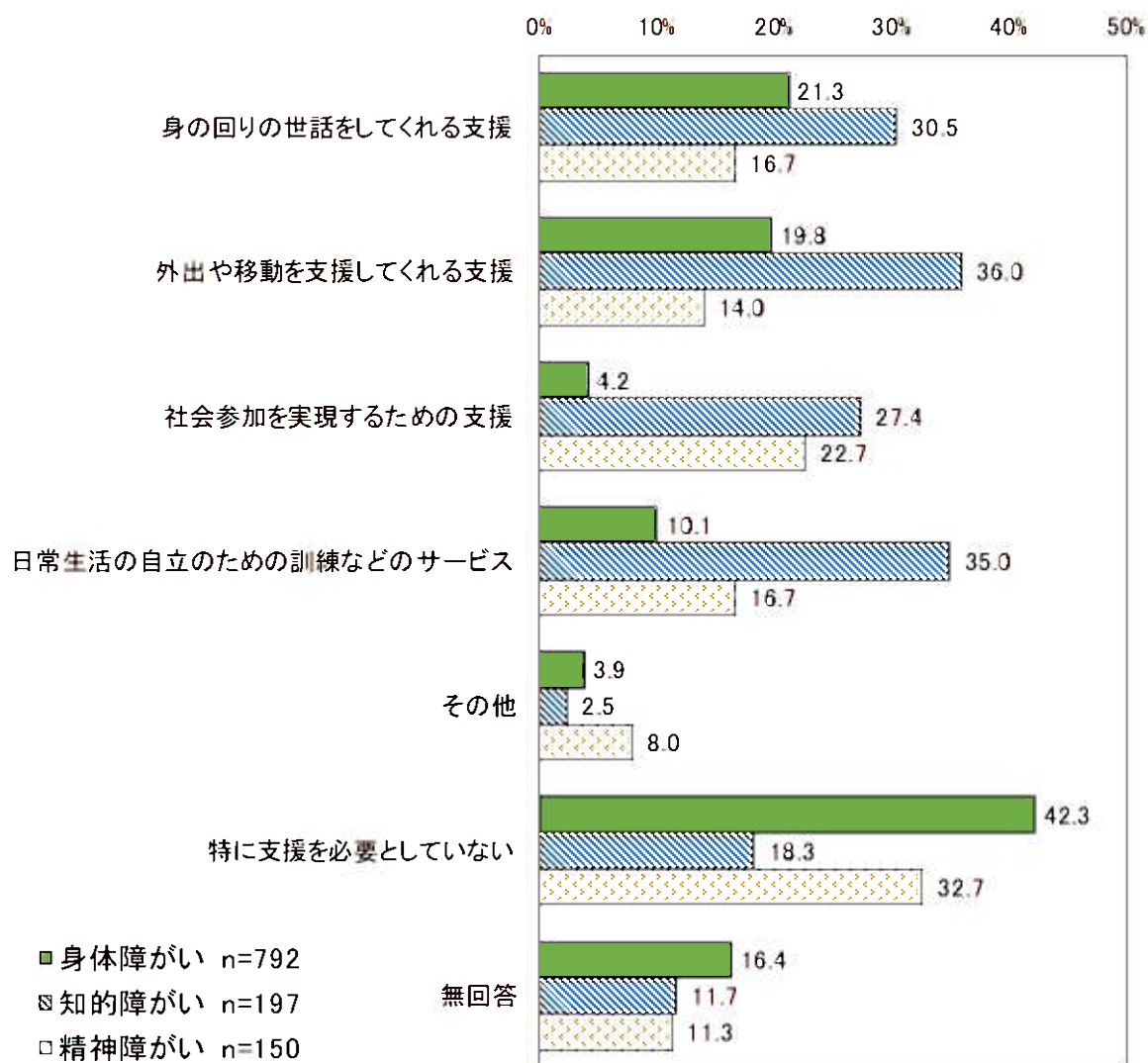
⑧ 日常生活をより安心して快適なものするために必要な支援

日常生活をより安心して快適なものとするために必要な支援について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「身の回りの世話をしてくれる支援」が21.3%で最も多く、次いで「外出や移動を支援してくれる支援」が19.8%、「日常生活の自立のための訓練などのサービス」が10.1%、「社会参加を実現するための支援」が4.2%などとなっています。

知的障がいのある人では、「外出や移動を支援してくれる支援」が36.0%で最も多く、次いで「日常生活の自立のための訓練などのサービス」が35.0%、「身の回りの世話をしてくれる支援」が30.5%、「社会参加を実現するための支援」が27.4%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「社会参加を実現するための支援」が22.7%で最も多く、次いで「身の回りの世話をしてくれる支援」と「日常生活の自立のための訓練などのサービス」がともに16.7%、「外出や移動を支援してくれる支援」が14.0%などとなっています。

また、「特に支援を必要としていない」は、身体に障がいのある人が42.3%、知的障がいのある人が18.3%、精神に障がいのある人が32.7%となっています。

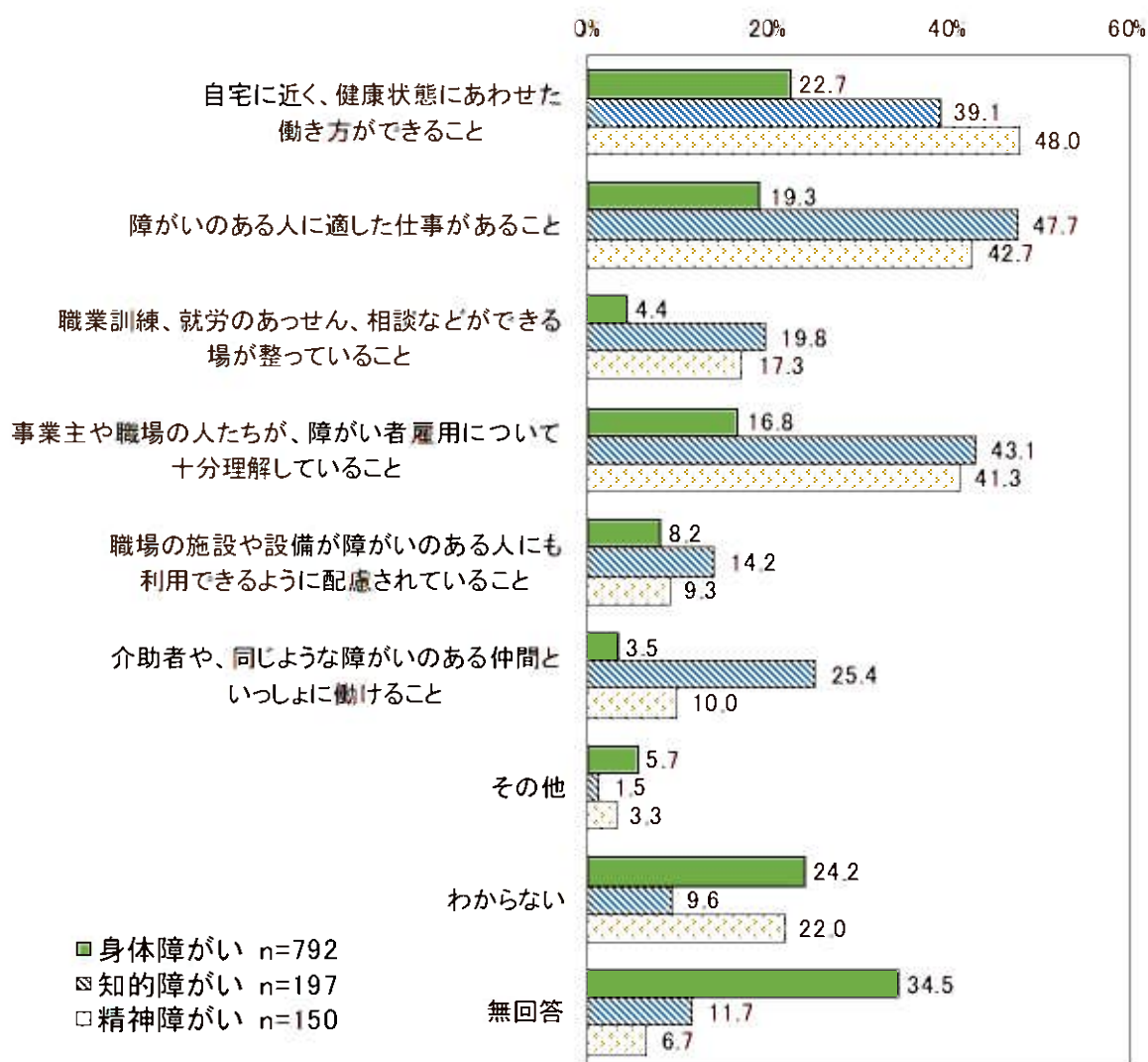


⑨ 働くために必要な環境

働くために整備が大切だと思う環境について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が22.7%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事があること」が19.3%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が16.8%、などとなっています。

知的障がいのある人では、「障がいのある人に適した仕事があること」が47.7%で最も多く、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が43.1%、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が39.1%、「介助者や、同じような障がいのある仲間といっしょに働けること」が25.4%、「職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること」が19.8%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が48.0%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事があること」が42.7%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が41.3%などとなっています。

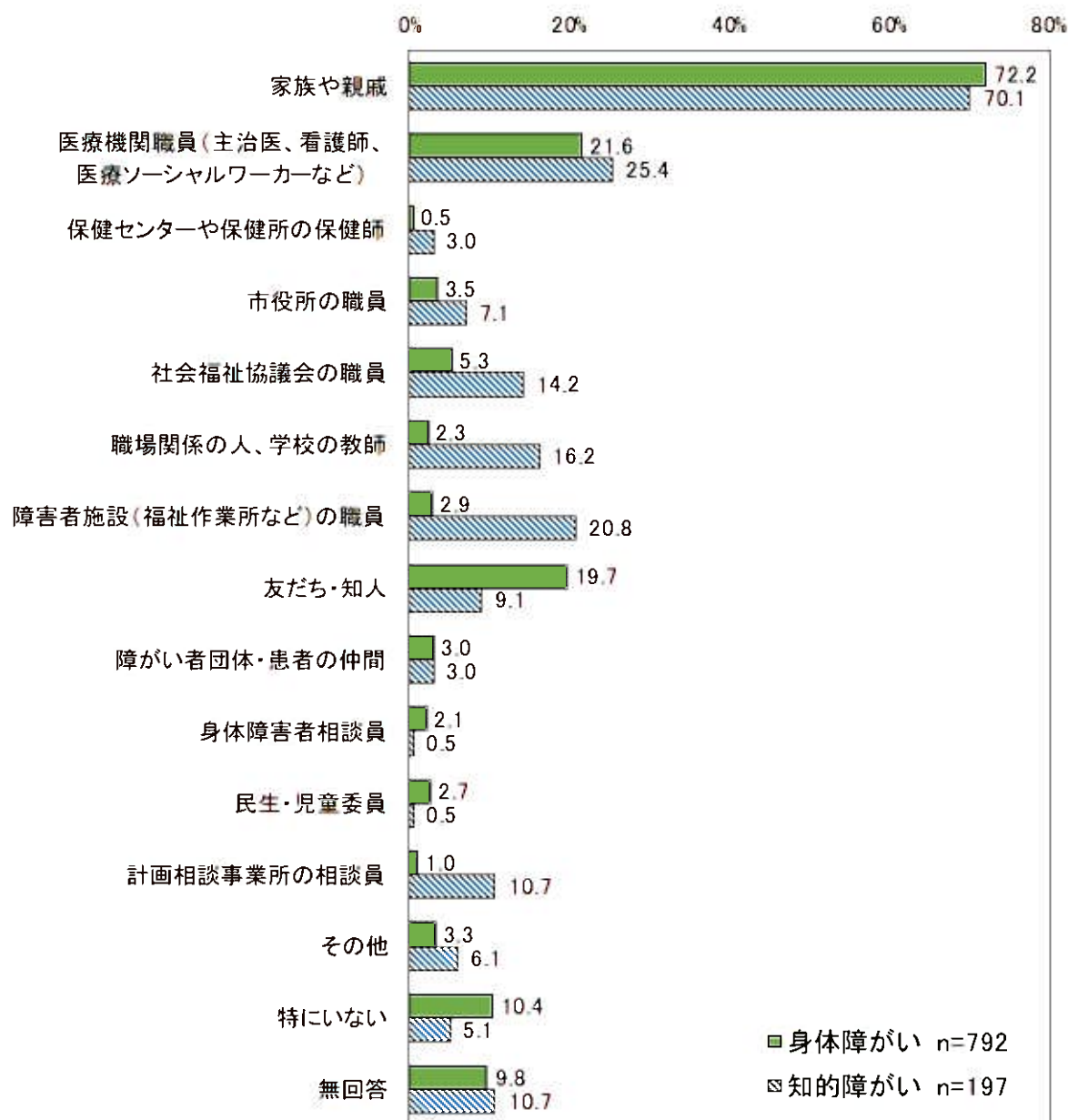


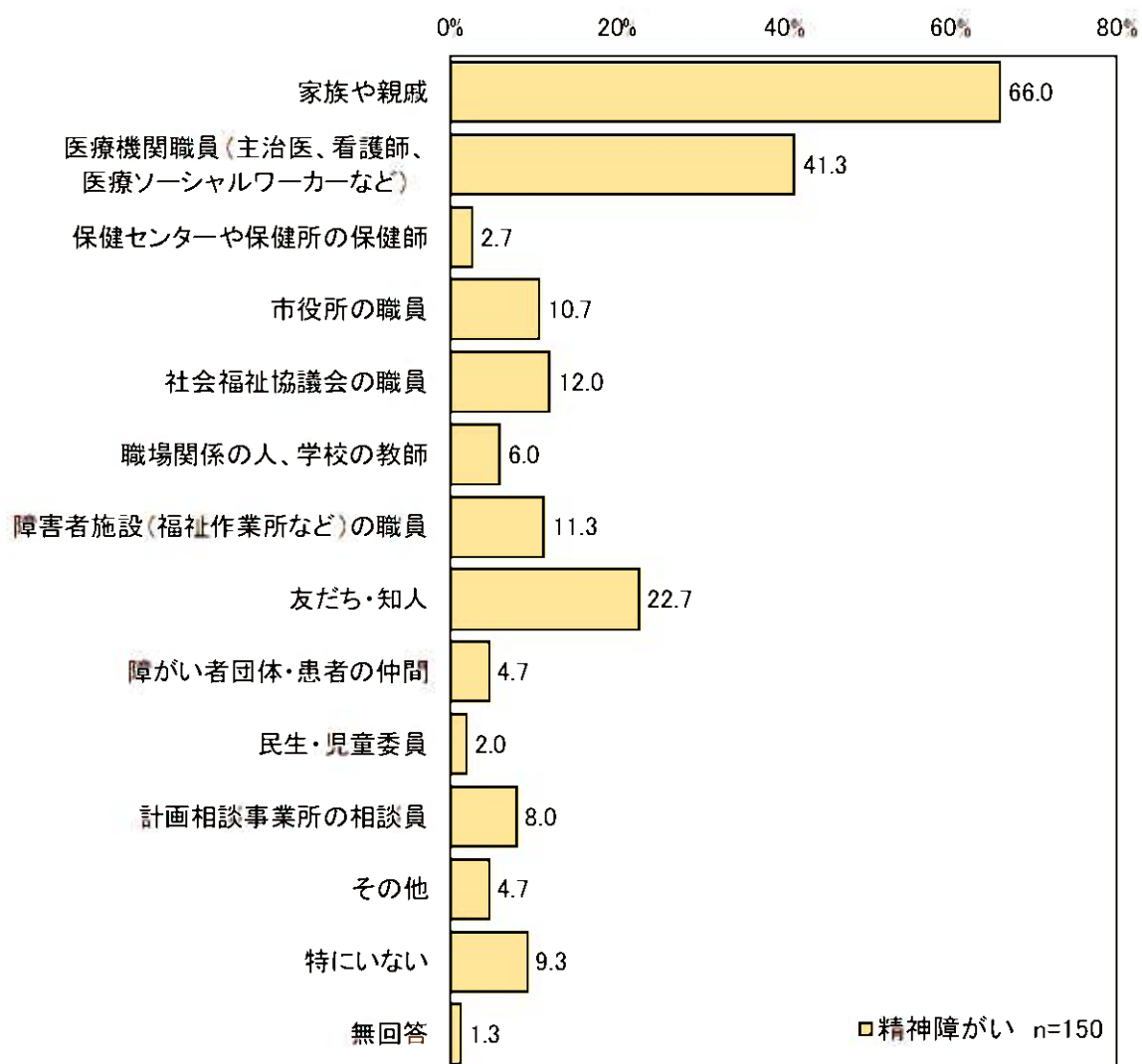
⑩ 悩みごとや心配ごとを相談できる人

悩みごとや心配ごとを相談できる人について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「家族や親戚」が72.2%で最も多く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」が21.6%、「友だち・知人」が19.7%、「社会福祉協議会の職員」が5.3%、「市役所の職員」が3.5%などとなっています。

知的障がいのある人では、「家族や親戚」が70.1%で最も多く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」が25.4%、「障害者施設（福祉作業所など）の職員」が20.8%、「職場関係の人、学校の教師」が16.2%、「社会福祉協議会の職員」が14.2%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「家族や親戚」が66.0%で最も多く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」が41.3%、「友だち・知人」が22.7%、「社会福祉協議会の職員」が12.0%、「障害者施設（福祉作業所など）の職員」が11.3%などとなっています。





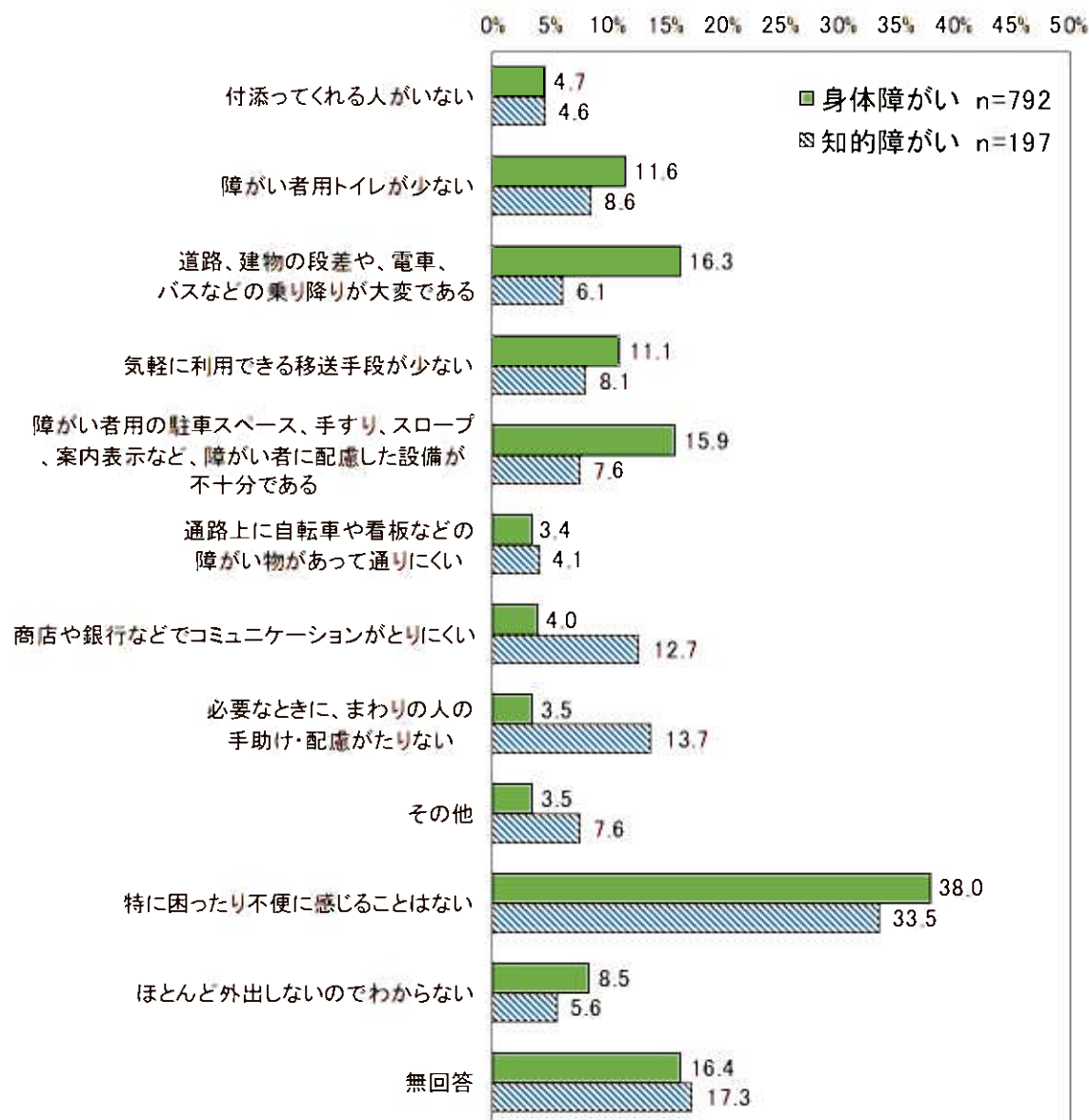
※精神障害者保健福祉手帳所持者向け調査では、身体障害者手帳所持者向け調査、療育手帳所持者向け調査とは回答の選択肢が異なっているため、別集計しています。

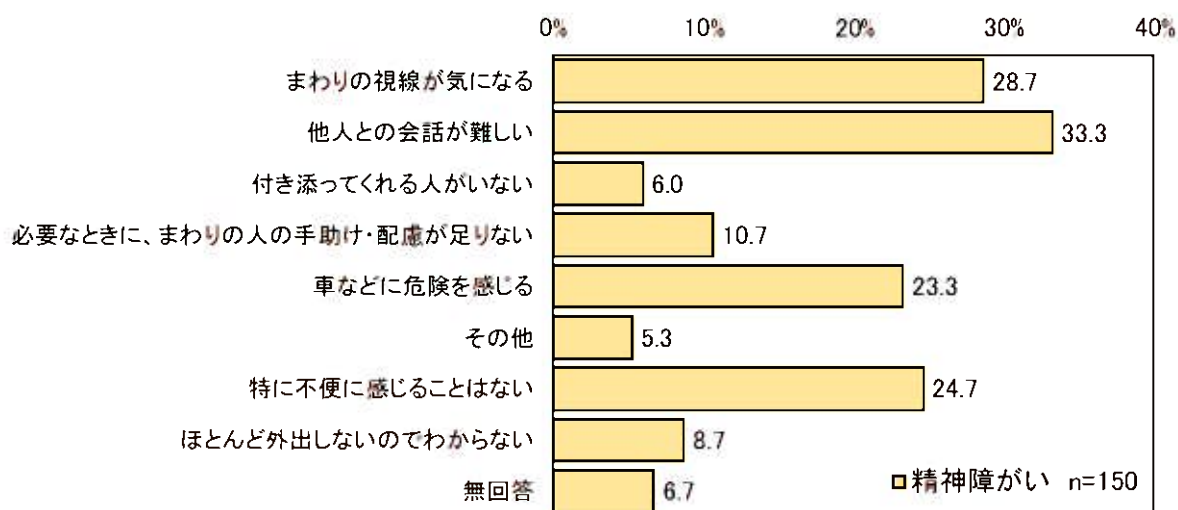
⑪ 外出の際に困ったり、不便に感じること

外出の際に困ったり、不便に感じることについて3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が16.3%で最も多く、次いで「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」が15.9%、「障がい者用トイレが少ない」が11.6%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が11.1%などとなっています。

知的障がいのある人では、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない」が13.7%で最も多く、次いで「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」が12.7%、「障がい者用トイレが少ない」が8.6%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が8.1%、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」が7.6%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「他人との会話が難しい」が33.3%で最も多く、次いで「まわりの視線が気になる」が28.7%、「車などに危険を感じる」が23.3%、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない」が10.7%、「付き添ってくれる人がいない」が6.0%などとなっています。





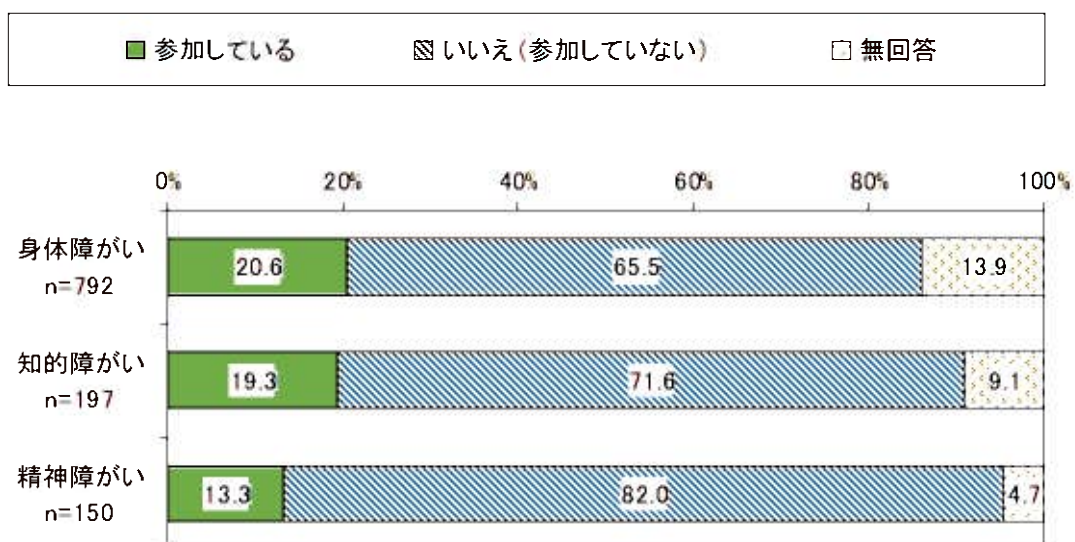
※精神障害者保健福祉手帳所持者向け調査では、身体障害者手帳所持者向け調査、療育手帳所持者向け調査とは回答の選択肢が異なっているため、別集計しています。

⑫ 趣味や地域の活動への参加

趣味や地域の活動への参加について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「参加している」が20.6%、「いいえ（参加していない）」が65.5%となっています。

知的障がいのある人では、「参加している」が19.3%、「参加していない」が71.6%となっています。

精神に障がいのある人では、「参加している」が13.3%、「いいえ」が82.0%となっています。

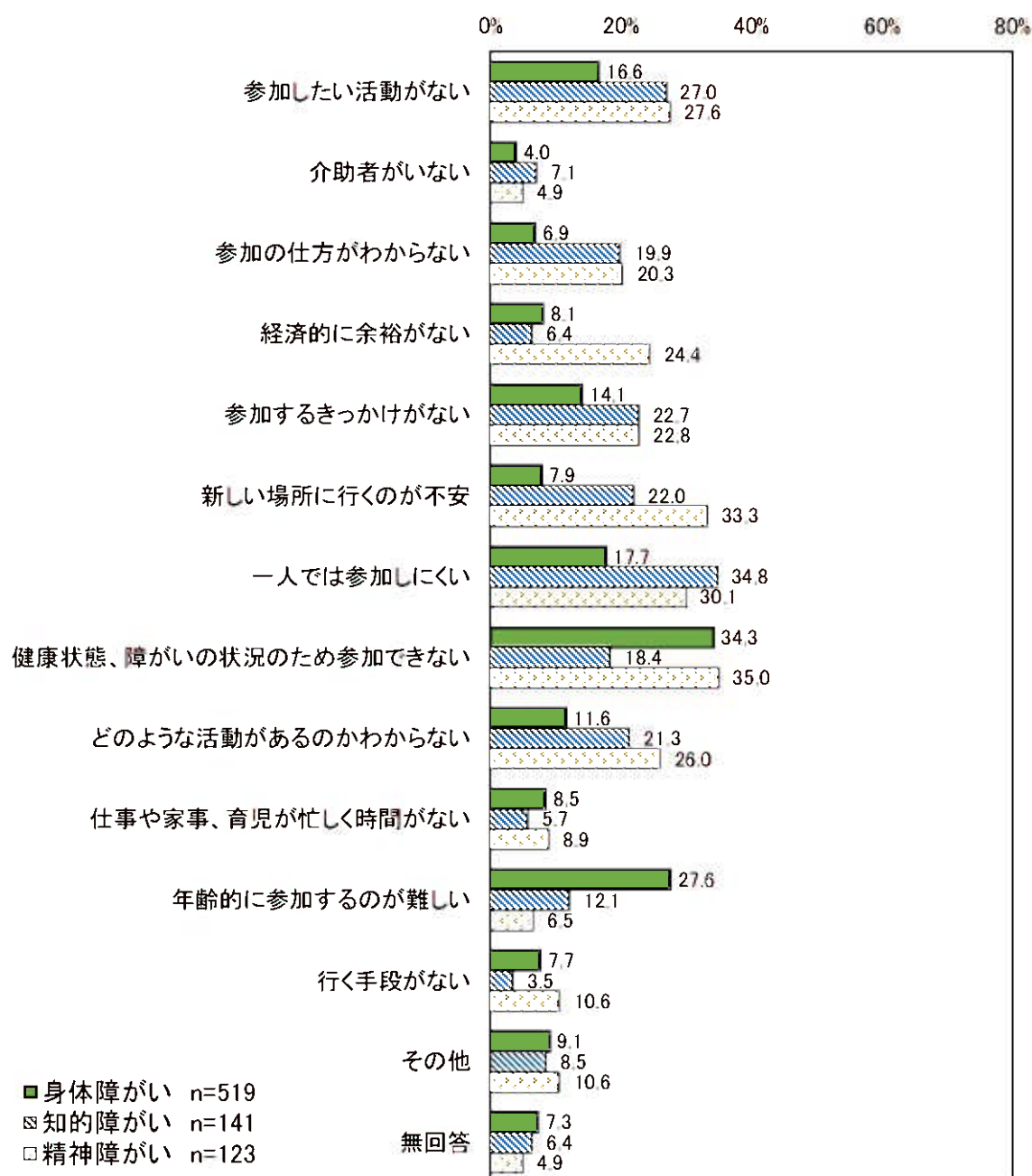


⑬ 趣味や地域の活動へ参加していない理由

趣味や地域の活動へ参加していない理由について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」が34.3%で最も多く、次いで「年齢的に参加するのが難しい」が27.6%、「一人では参加しにくい」が17.7%などとなっています。

知的障がいのある人では、「一人では参加しにくい」が34.8%で最も多く、次いで「参加したい活動がない」が27.0%、「参加するきっかけがない」が22.7%などとなっています。

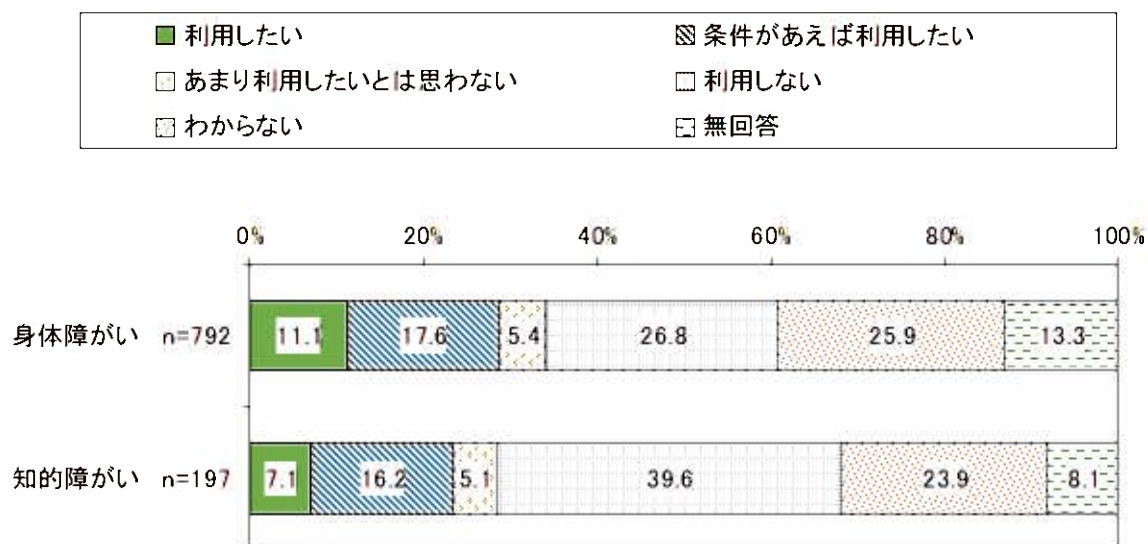
精神に障がいのある人では、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」が35.0%で最も多く、次いで「新しい場所に行くのが不安」が33.3%、「一人では参加しにくい」が30.1%などとなっています。



⑭ 福祉タクシーの利用意向

福祉タクシーの利用意向について3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「利用したい」が11.1%、「条件があれば利用したい」が17.6%、「あまり利用したいとは思わない」が5.4%、「利用しない」が26.8%、「わからない」が25.9%となっています。

知的障がいのある人では、「利用したい」が7.1%、「条件があれば利用したい」が16.2%、「あまり利用したいとは思わない」が5.1%、「利用しない」が39.6%、「わからない」が23.9%となっています。



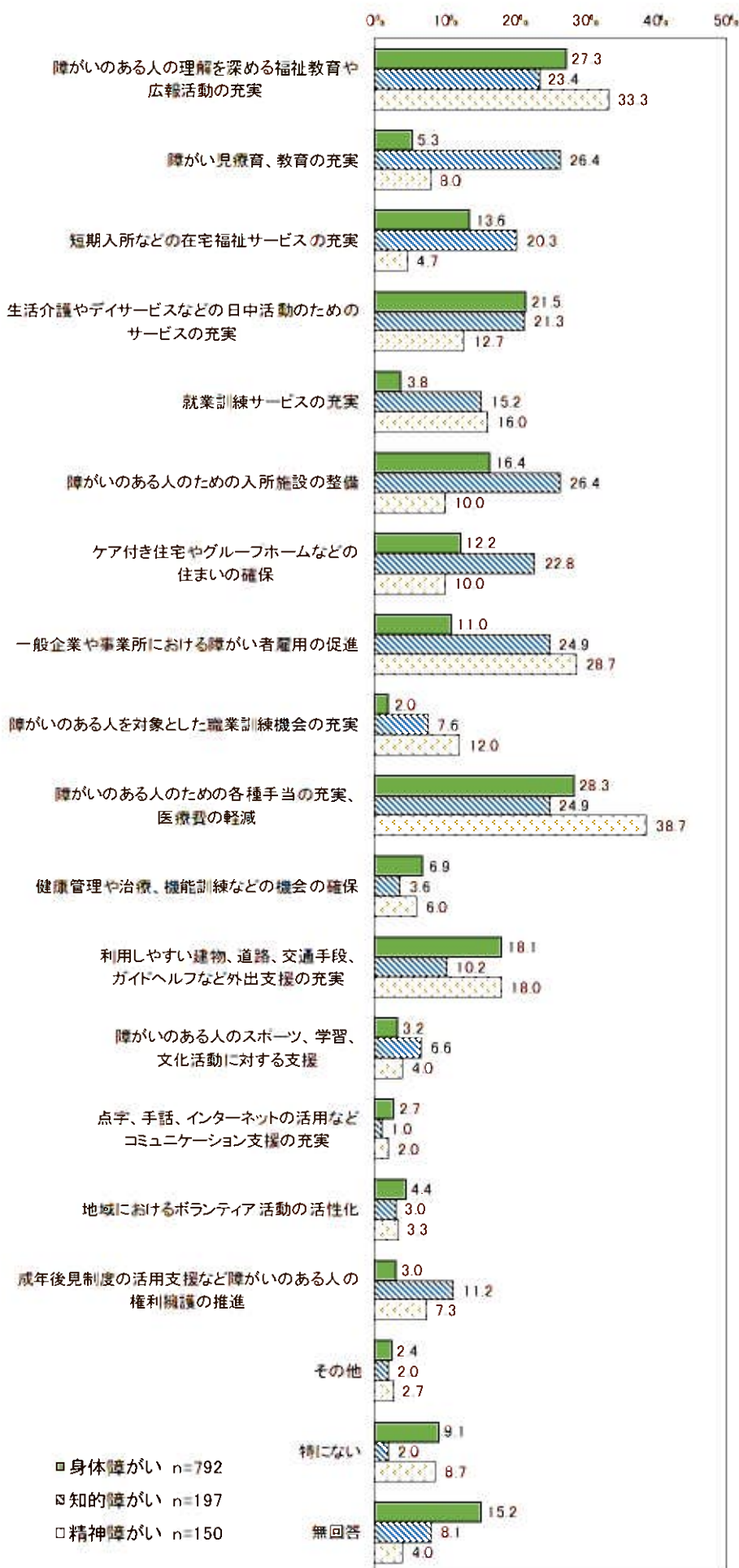
※精神障害者保健福祉手帳所持者向け調査では、福祉タクシーの利用意向について尋ねていないため、集計結果がありません。

⑮ 市が力を入れていくべきこと

今後、瑞穂市が障がい者施策を充実させるため、力を入れていく必要があると思うことについて3障がい別にみると、身体に障がいのある人では、「障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が28.3%で最も多く、次いで「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が27.3%、「生活介護やデイサービスなどの日中活動のためのサービスの充実」が21.5%、「利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなど外出支援の充実」が18.1%、「障がいのある人のための入所施設の整備」が16.4%などとなっています。

知的障がいのある人では、「障がい児療育、教育の充実」が26.4%で最も多く、次いで「障がいのある人のための入所施設の整備」が26.4%、「一般企業や事業所における障がい者雇用の促進」が24.9%、「障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が24.9%、「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が23.4%などとなっています。

精神に障がいのある人では、「障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が38.7%で最も多く、次いで「障がいのある人の理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が33.3%、「一般企業や事業所における障がい者雇用の促進」が28.7%、「利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなど外出支援の充実」が18.0%、「就業訓練サービスの充実」が16.0%などとなっています。



(3) 障がい者団体向けアンケート調査の結果

① 団体の事業・活動を行う上での問題点（困りごと）

- ・ 会員の高齢化、重度化等で会員の加入減少や次の役員選出が難しい。
- ・ 理事会や使用している道具等が置ける専用の事務所が欲しい。
- ・ 親亡き後の生活場所がない。
- ・ 緊急のショートステイなどがない。

② 団体の活動を進めていくにあたり、行政や地域に望むこと

- ・ 透析患者について、高齢化とともに合併症等が発症して自力での通院が難しくなる人が増えてきているので、通院支援を充実してほしい。
- ・ 親亡き後の生活拠点としてグループホームを公的に設営してほしい。

③ 第1期瑞穂市障がい者総合支援プランについての意見

- ・ 通院の問題や買い物等の移動手段をもっと充実させるべき
- ・ グループホームとショートステイの設置が現行計画の中で達成できていないことが残念。次の3か年で設置を実現してほしい。
- ・ 障害者自主支援協議会がプランのチェック機関としての機能を果たさなかったのが残念。来期はこれを改善する仕組みを入れていただきたい。

④ 第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン策定に向けた重点項目について、特に力を入れていくべきこと

○切れ目のない支援の仕組みづくり

- ・ 聴覚障がい者に対する理解（筆談、意思疎通支援、手話の大切さの理解、手話通訳の派遣）
- ・ 聴覚障害者協会が2市1町（瑞穂市、本巣市、北方町）で、合同でやっている、それぞれ市町をつなぐのパイプ役が欲しい。
- ・ 福祉バスの利用について、2市1町をまたぐ便を通してほしい。（2市1町の市長・町長合意が必要だと思います。）

○生活の場の確保

- ・ 1人暮らしの障がい者の生活を支援してほしい。
- ・ 施設等への入所費用が高く、障害年金だけでは充足できないので、公的な支援が必要。
- ・ 総合診療とリハビリと生活の場所を一緒にできる施設があると助かる。

⑤ 障がい福祉分野における人材の確保・定着のための取組についての意見

- ・障がい者は、自分がかかっている病気については、各自勉強をしてよく分かっているが、他の障がい者の事は分からない。福祉分野においても、医療経験者などの人材を確保出来れば良いと思う。管理栄養士・理学療法士・作業療法士の資格がある人がいれば、障がい者にとって安心できる。
- ・手話通訳者など、聴覚障がい者の意思疎通を支援できる人材を配置してほしい。
- ・障がい福祉分野について、市と社会福祉協議会が車の両輪の様に連携すべき。社会福祉協議会の体制を抜本的に改善する必要があると思う。

⑥ 防災対策について、市が取り組むべきこと

- ・障がい者によって避難所での生活を区別する必要があると思う。特に、透析患者は避難所からでも透析に行かなくてはならず、食事管理も大変。
- ・聴覚障がい者たちに向けた情報提供を確実に行ってほしい。市の広報など、普段のラジオで伝えられている内容が分からない。
- ・緊急時の避難場所の確定や、避難指示の明確化をして、聴覚障がい者の避難をスムーズなものにしてほしい。
- ・地区社協の機能を立ち上げるべきだと思う。

第3章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

「瑞穂市第2次総合計画」において、将来像である「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」の下で、まちづくりの基本目標として「心がかよう助け合いのまち」を掲げ、年代や障がいの有無にとらわれることなく、すべての市民が、地域の支え合いやふれあい等を通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会環境の整備を進めています。

障がい者福祉に関しては、目指すべきまちの姿として以下の2つの姿を示しています。

●第2次総合計画における障がい者福祉分野の『目指すべきまちの姿』

○障がいのある人のライフステージに応じた、切れ目のない支援が受けられるまち
になっています。

○障がいのある人と共に生き、心が通い、やさしいまちになっています

障がいの有無に関わらず、全ての地域住民が相互に支え合い、共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

本プランでは、誰もが地域の中で当たり前な生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と一人の人間としての人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、以下の基本理念を掲げ、全ての人にとって住みよい、豊かな地域社会の構築を目指します。

心がかよい、ともに暮らせる
やさしいまちをめざして

なお、総合計画に掲げられた基本理念、基本目標及び目指すべきまちの姿をふまえ、本プランでは特に「切れ目のない支援の仕組み」、「障がいを理由とする差別の解消の推進」、「生活の場の確保」、「多様な雇用・就労の促進」の4項目を重点推進施策と位置付けます。

2. 計画の基本目標

本プランにおける基本理念をもとに、生活全般における障がい者施策を展開する上で、以下の3項目の基本目標を定めることとします。

(1) 総合的な生活支援の体制づくり

障がいを持つ人々が住み慣れた地域で、必要な支援を受け自立した生活を続けていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるように、保健・医療サービスや福祉サービスの充実・連携や、ニーズに合ったサービスの提供、また、相談支援体制の充実を通じて、障がいを持つ人々やその家族を総合的に支援できる体制づくりが必要となります。

年齢、性別を問わず、障がい者の幅広いニーズに対応できるように、情報提供の拡充、関係機関との連携強化、人材の育成等を推進し、総合的な生活支援体制の整備・強化を図るとともに、障がいを持つ人一人ひとりの権利擁護に努めます。

(2) 共生社会の基盤づくり

障がいのある人が、幼いころから地域の中で安心して生活を送ることができるように、各種健診の実施により障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの種類等をふまえた適切な療育指導や個々の能力を伸ばす教育を提供します。

また、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、各種関係機関との連携を通じた「切れ目のない支援」により、経済的自立の基本となる就労や、充実した毎日を送るためのスポーツや文化活動など気軽に参加できる機会や場の提供など社会参加に向けた支援を提供し、共生社会の基盤づくりに努めます。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

地震や台風、大雨といった大規模災害時における障がい者の避難支援体制づくり等防災施策の充実や、社会的弱者狙った悪質な犯罪から障がい者を守るための総合的な防犯施策の拡充を通じ、人々の安心・安全の確保に努めます。

また、障がい者をめぐる「社会的障壁」を取り除き、特に、障がい者差別の解消を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動に重点的に取り組み、ボランティア活動などの活発な展開の中から、障がいを理由とする差別のない共に生き共に支え合う地域社会の構築に努め、本市に住むすべての人々にやさしいまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

